

発議第9号「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」
についての反対討論 本番用原稿

2023年12月19日 三浦一敏

日本共産党宮城県議会議員団の三浦一敏です。会派を代表し、発議第9号議案「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

この条例は、人事委員会によって、特別職職員の期末手当を0、10月（つき）分引き上げる勧告が行われたことにあわせて、県議会議員の期末手当を特別職と同様に0・10月分引き上げるものです。

県議会議員は自らの報酬を自らの議決によって決めることができるという権限を持っています。だからこそ、その権限の行使にあたっては、県民の暮らしの実態や県民の感情などを十分に考慮し、慎重な判断が求められています。日本経済は「失われた30年」と言われ、働く人たちの実質賃金は引き上げどころか、地元中小企業においては低下している実態です。宮城の宝である水産漁業、農業などの現状も大変な厳しさで年末を迎えています。このような局面の中で、県議会議員の期末手当を引き上げることには、県民の理解は得られないと考え、賛同することは出来かねると申し上げ、反対いたします。

なお、私たち共産党県議会議員団は反対した今回の期末手当引き上げ分も前回引き上げ時と同様に、議員を勇退などした時に、宮城県に寄付して有効に活用してもらおうと積み立てる予定です。

以上で、反対討論といたします。